

自動車税の身体障害者等減免制度の改正について

令和7年2月25日
高知県総務部税務課

1 減免制度の改正について

高知県では、障害者ご本人が運転する自動車（「本人運転」）及びご家族がもっぱら障害者のために運転する自動車（「家族運転」）について、一定の要件に該当する場合には、申請により自動車税（種別割・環境性能割）を減免しています。

このたび、税の公平性を確保しながら、より幅広く減免を適用できるようにするという観点に立ち、障害者が同乗しその障害者のためにご家族が自動車を運転する「家族運転」の減免の対象に、令和7年度から、買い物などの「日常生活」における使用を加え、次のとおり拡大します。

改正後	現行
障害者の通院、通学・通園、通勤、生業、通所、帰宅又は日常生活のために、週1回以上又は月4回以上使用し、かつ、1年以上継続して使用すること 【必要書類】 ●使用目的「通院、通学・通園、通勤、生業、通所又は帰宅」の場合 通院証明書などの証明書 ●使用目的「日常生活」の場合 誓約書及び直近1ヶ月の自動車運行実績	障害者の通院、通学・通園、通勤、生業、通所又は帰宅のために、週1回以上又は月4回以上使用し、かつ、1年以上継続して使用すること 【必要書類】 ●使用目的「通院、通学・通園、通勤、生業、通所又は帰宅」の場合 通院証明書などの証明書

減免申請の方法（運輸支局での新規・移転登録時の場合は中央東県税事務所員駐在所で申請※1、既に登録されている自動車の場合は4月1日から納期限までに各県税事務所申請）、減免額等については現行どおりで変更はありません。

※1:登録時の課税状況、前減免車の状況等により、申請できない場合があります。

2 身障減免家族運転 使用目的「日常生活」での申請時必要書類

使用目的「日常生活」で申請する場合は、申請書、車検証又は電子車検証（原本）、障害者手帳等（原本）、運転免許証又はその写し、住民票謄本等（別居の場合は扶養関係証明書類も必要）に加え、【誓約書】及び【直近1ヶ月の自動車運行実績】が必要になります。必要書類の詳細については、別添「運輸支局での新規・移転登録時に減免申請される方へ」又は「既に登録されている自動車減免申請される方へ」をご覧ください。

なお、本人運転での申請、家族運転で使用目的「通院、通学・通園、通勤、生業、通所又は帰宅」で申請する場合は、現行どおりで変更はありません。

【誓約書】

日常生活のために週1回以上又は月4回以上使用し、かつ、日常生活での使用の状態が今後1年以上継続する見込みであること、申請内容と異なる事実が判明した場合には減免を取り消し課税されることに異議がないことの誓約が必要です。

【直近1ヶ月の自動車運行実績】

申請日の直近1ヶ月の運行実績（月日、主となる施設名称、総走行距離計の数値等）を記載してください。申請時には総走行距離計の数値確認等のため該当車両で各県税事務所にお越しください※2。なお、自動車運行実績は、障害者が同乗し障害者のために週1回以上又は月4回以上使用していること、かつ、その走行距離が1ヶ月の走行距離の50%以上であることが必要です。

※2:運輸支局での新規・移転登録時に併せて申請する場合は、納車後に「直近1ヶ月の自動車運行実績」を記載し、指定した日までに各県税事務所に該当車両でお越しのうえ提出してください。

3 問い合わせ先

詳細は、以下の県税事務所にお問い合わせください。

事務所名	所在地・連絡先	管轄区域
安芸県税事務所	〒784-0001 安芸市矢ノ丸1丁目4-36 T E L : 0887-34-1161	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村
中央東県税事務所	〒781-5103 高知市大津乙1820-1 T E L : 088-866-8510	高知市、南国市、土佐市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
須崎県税事務所	〒785-0013 須崎市西古市町1-24 T E L : 0889-42-2366	須崎市、中土佐町、椿原町、津野町、四万十町
幡多県税事務所	〒787-0028 四万十市中村山手通19 T E L : 0880-35-5974	宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町